

令和4年度 世界農業遺産住民提案型地域活動支援事業実施要領

第1 趣旨

みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会（以下「協議会」という。）は、「みなべ・田辺の梅システム」を保全・活用・推進していくため、世界農業遺産に関する地域の自主的な活動に対して支援を行い、地域の活力を創出することを目的として、本事業の実施にあたり必要な事項について、この要領で定めるものとする。

第2 概要

世界農業遺産に関する地域の自主的な取組（以下「提案型地域活動」という。）に係る事業を公募、審査、採択し、補助金を交付する。

第3 補助対象事業

提案型地域活動は、みなべ・田辺の梅システムG I A H Sプロジェクトアクションプラン及びG I A H S活用プランを推進し、地域振興につながる事業で、協議会が承認したものとする。事業例は次のとおり。

- ア 梅・炭の生産振興と販路拡大
（梅・炭の販売促進、商品開発、生産者育成など）
- イ 生物多様性・地域景観の保全
（生物多様性保全活動、ミツバチ保全、里山学習、ジビエ活用など）
- ウ 伝統技法、伝統文化の伝承
（加工技術・栽培技術・管理技術等の伝承、梅・農耕・炭焼き・祭文化等の伝承など）
- エ 国内及び国際的な相互作用
（グリーンツーリズムの推進、観光素材の発掘、人材育成、認定地域との交流など）

第4 期間

事業実施期間は、令和5年2月28日までとする。

第5 事業実施主体

- (1) 事業実施主体は、みなべ町及び田辺市に活動拠点のある団体で、次のとおりとする。
 - ただし、団体の代表者及び構成員の半数以上がみなべ町または田辺市に居住する者の場合、他の地域に居住する者が含まれていてもよい。
 - ア 地域づくりを主たる目的とする団体（法人格の有無は問わない）
 - イ 観光振興を主たる目的とする団体（法人格の有無は問わない）
 - ウ 企業（個人経営は除く）

- エ その他、みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会長（以下「会長」とする。）が特に認める団体
- (2) ただし、個人及び次のいずれかに該当する団体は対象としない。
- ア 地方公共団体
 - イ 宗教活動を主たる目的とする団体
 - ウ 政治活動を主たる目的とする団体
 - エ 主たる財源が地方公共団体からの補助によって運営する団体
 - オ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ団体等
- (3) 本事業により、過去3回同じ事業内容で交付を受けた団体は対象としない。

第6 申請書の提出及び審査

- (1) 住民提案型地域活動支援事業を希望する者（以下「事業要望者」という。）は、次に掲げる書類を事業の主たる実施場所又は活動拠点のある市町村を通じ会長に提出するものとする。
- ア 誓約書（別紙）
 - イ 世界農業遺産住民提案型地域活動支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
 - ウ 事業計画書（第2号様式）
 - エ 収支予算書（第3号様式）
 - オ 団体概要調書（第4号様式）等、組織等概要がわかる資料（規約、パンフレット等）
 - カ 事業要望者が行う事業の概要が分かる書類（パンフレット等）
- (2) 会長は、前号の申請書の提出があったときは、審査委員会（協議会専門部会長及び事務局）を開催し、採択の可否を決定する。なお、必要に応じて、申請者に対し、説明（プレゼンテーション）や追加資料を求めることができる。
- (3) 会長は、前号の審査の結果、事業の承認の決定の場合は世界農業遺産住民提案型地域活動支援事業補助金交付決定通知書（第5号様式）により、また不承認の場合は、世界農業遺産住民提案型地域活動支援事業補助金不承認通知書（第6号様式）により、事業要望者に通知するものとする。

第7 補助及び対象経費

- (1) 会長は、第4（2）により採択した事業について、その経費の精査を行った上で、補助金を交付するものとする。
- (2) 補助対象経費は次の表のとおりとする。ただし、次に掲げるものは補助対象経費から除するものとする。
- ア 事業要望者の運営等に係る経費（維持費、人件費など）や当該事業の実施に係る例年

必要となる経費など経常的な経費

イ 参加者などから徴収する負担金

区分	経費	備考
1 報償費	謝金	団体の構成及びそれに準ずる人に対する報償は除く。
2 旅費	普通旅費	
3 需用費	消耗品、車両燃料費、印刷製本費	参加賞、景品等は除く。 会議、懇親会等の食料費は対象外。
4 役務費	通信運搬費	
5 委託料	委託料	団体の構成員では行うことが困難、又は外部委託した方が効率的なもので、必要最小限のもの。
6 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事務用機械器具等の借料及び損料	
7 備品購入費	備品購入費	団体が日常的に使う備品は除く。

(3) 各事業実施主体の1年度1事業あたりの補助金額は以下のとおりとする。

ア 20万円以内（ただし、営利目的の場合は、2分の1以内で10万円以内）

第8 事業内容の変更・中止の承認

- (1) 補助事業者は、採択を受けた事業の内容を変更又は中止をしようとするときは、世界農業遺産住民提案型地域活動支援事業補助金変更・中止承認申請書（第7号様式）、収支変更予算書（第8号様式）を会長に提出しなければならない。
- (2) 会長は、(1)の規定により提出された申請書を審査し、世界農業遺産住民提案型地域活動支援事業補助金変更・中止決定通知書（第9号様式）により申請者に通知するものとする。

第9 決定の取り消し

会長は、補助事業に関して補助事業者が次の各号に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。また、その場合は、補助事業者に補助金交付決定取消通知書（第10号様式）により通知するものとする。

- (1) 世界農業遺産「みなべ・田辺の梅システム」の周知・広報表示を行っていないとき。
- (2) 補助金を補助事業の目的と異なることに使用したとき。
- (3) 協議会に提出した書類に虚偽があるとき。
- (4) 補助事業の実施方法が不適切であるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定又は交付の決定の条件に違反したと

き。

第10 補助事業の実施報告書の提出及び公表

補助事業者は、事業が完了したときは、完了日から起算して10日以内に「世界農業遺産住民提案型地域活動支援事業補助金実施報告書」(第11号様式)、収支決算書(第12号様式)、その他会長が必要と認める書類を会長に提出しなければならない。

また、提出された報告書の内容について、会長からの依頼があれば、補助事業者は、協議会総会及び協議会が開催するシンポジウム等で発表することとし、また、当該内容について、協議会のホームページ等により公表する。

第11 補助金の額の確定及び交付

- 1 会長は、前条の規定による報告を受けたときは、補助事業の実績について検査を行い、その結果、申請にあった内容及び付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、当該補助事業者に補助金確定通知書(第13号様式)を交付しなければならない。
- 2 補助金は、補助金の額の確定後に支払うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、補助事業者が概算払いを申し出た場合において、会長が必要があると認めたときは、補助金を概算払いにより交付することができる。
- 4 前項の概算払いを受けようとする者は、概算払承認申請書(第14号様式)を提出しなければならない。
- 5 会長は、前項の申請が適正であると認められるときは、概算払承認通知書(第15号様式)により通知するものとする。
- 6 補助事業者は、補助金確定通知書または概算払承認通知書を受領した後、世界農業遺産住民提案型地域活動支援事業補助金(概算払い)請求書(第16号様式)を提出するものとする。

第12 補助金の返還

会長は、交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期間を定め補助金返還命令書(第17号様式)によりその返還を命ずるものとする。補助金の額を確定した場合において、その確定額を超える補助金が交付されている場合も同様とする。

第13 免責

事業の実施により発生した損害について、協議会は、一切の賠償責任を負わないものとする。

第14 その他

この要領に定めるもののほか、事業の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年6月26日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月12日から施行する。

別紙

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、協議会が必要な場合には、和歌山県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、協議会と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号にいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員や役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会

会長 小谷 芳正 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住所

(ふりがな)

氏 名 ㊞

生年月日 ()

※ みなべ町暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第1号様式（第6関係）

令和 年 月 日

みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会

会長 小谷 芳正 殿

住所又は所在地

名 称

代表者職・氏名

㊟

令和 年度世界農業遺産住民提案型地域活動支援事業補助金交付申請書

下記のとおり、令和 年度世界農業遺産住民提案型地域活動支援事業を実施したいので、世界農業遺産住民提案型地域活動支援事業実施要領第6の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 補助希望金額（収支予算書の（A）の額を記載してください）

円

3 添付書類

（1）事業計画書（様式第2号）

（2）収支予算書（様式第3号）

（3）団体概要調書（第4号様式）等、組織等概要がわかる資料

（4）事業概要がわかる資料

（5）その他、会長が必要と認める書類

4 連絡担当者

住所

氏名

電話

FAX

電子メール

第2号様式（第6関係）

事業計画書

実施する事業名	(第1号様式と表現を合わせること)
申請者名 (代表者連絡先)	
事業の概要	(実施する事業の内容を簡潔に記載してください)
事業実施時期	令和 年 月 日～令和 年 月 日
事業の背景・目的	(実施に至る背景やきっかけ、事業の目的を記載してください)
事業の内容	(実施する事業について詳細に記載してください)
事業の効果	(実施した事業の結果得られそうな効果を記載してください)

第3号様式（第6関係）

収支予算書

（1）収入の部

（単位：千円）

区 分	予算額	備考（積算根拠等）
補助金（A）		
事業収入		
その他		
合計		

（2）支出の部

（単位：千円）

区 分	予算額	備考（積算根拠等）
補助対象経費		
	小計	
その他の経費		
	小計	
合計		

第4号様式（第6関係）

団体の概要調書

団体等の名称			
所在地			
代表者	氏名		
	住所		
設立（予定）年月日			
会員数	役員	会員	合計
主たる事業内容			
連絡先 氏名			
電話番号			
FAX 番号			
E-mail			

第5号様式（第6関係）

みなべ・田世協 第 号
令和 年 月 号

殿

みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会
会長 小谷 芳正

令和 年度世界農業遺産住民提案型地域活動支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった令和 年度世界農業遺産住民提案型地域活動支援事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、世界農業遺産住民提案型地域活動支援事業実施要領第6の規定により通知します。

記

1 補助事業名

2 補助金額 金 円

3 補助の条件

第6号様式（第6関係）

み・田世協 第 号
令和 年 月 号

殿

みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会
会長 小谷 芳正

令和 年度世界農業遺産住民提案型地域活動支援事業補助金交付不承認通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった 年度世界農業遺産住民提案型地域活動支援事業補助金については、下記のとおり不承認を決定したので、世界農業遺産住民提案型地域活動支援事業実施要領第6の規定により通知します。

記

- 1 補助申請事業名
- 2 不承認理由

第7号様式（第8関係）

令和 年 月 日

みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会

会長 小谷 芳正 殿

住所又は所在地

名 称

代表者職・氏名

㊞

令和 年度世界農業遺産住民提案型地域活動支援事業補助金変更・中止承認申請書

令和 年 月 日付けみ・田世協第 号で補助金の交付決定のあった、令和年度世界農業遺産住民提案型地域活動支援事業について下記のとおり変更（中止）したいので、世界農業遺産住民提案型地域活動支援事業実施要領第8の規定により申請します。

記

1 補助事業名

2 変更（中止）の理由

— 以下、変更の場合 —

3 変更の内容（詳細に）

4 添付書類

（1）収支変更予算書（様式第9号）

（2）その他変更内容がわかる書類

第8号様式（第8関係）

収支変更予算書

（1）収入の部

（単位：円）

区 分	当初予算額	変更後	増 減	備考（積算根拠等）
補助金				
事業収入				
その他				
合計				

（2）支出の部

（単位：円）

区 分	当初予算額	変更後	増 減	備考（積算根拠等）
補助対象経費				
	小計			
その他の経費				
	小計			
合計				

第9号様式（第8関係）

み・田世協 第 号
令和 年 月 号

殿

みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会
会長 小谷 芳正

令和 年度世界農業遺産住民提案型地域活動支援事業補助金変更・中止決定通知書

令和 年 月 日付けで交付変更（中止）申請のあった令和 年度世界農業遺産住民提案型地域活動支援事業については、下記のとおり変更（中止）することに決定したので、世界農業遺産住民提案型地域活動支援事業実施要領第8の規定により通知します。

記

1 補助事業名

— 以下、変更の場合 —

2 補助の変更の内容

3 補助変更金額 金 円

4 補助の条件

第10号様式（第9関係）

み・田世協 第 号
令和 年 月 号

殿

みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会
会長 小谷 芳正

補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付けみ・田世協第 号で交付決定をした補助金については、
下記のとおり取り消しをしたので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 理由
- 3 補助金の既受領額
- 4 精算額

第11号様式（第10関係）

み・田世協 第 号
令和 年 月 日

みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会

会長 小谷 芳正 殿

住所又は所在地

名 称

代表者職・氏名

印

令和 年度世界農業遺産住民提案型地域活動支援事業補助金実施報告書

令和 年 月 日付けみ・田世協第 号で補助金の交付決定のあった、
令和 年度世界農業遺産住民提案型地域活動支援事業について完了しましたので、世界
農業遺産住民提案型地域活動支援事業実施要領第10の規定により報告します。

記

1 補助事業名

2 添付書類

収支決算書（様式第12号）、領収書等の写し、事業内容のわかる写真
その他会長が必要と認める書類

第12号様式（第10関係）

収支決算書

（1）収入の部

（単位：円）

区 分	予算額	決算額	差 引	備考
補助金				
事業収入				
その他				
合計				

（2）支出の部

（単位：円）

区 分	予算額	決算額	差引	備考
補助対象経費				
	小計			
その他の経費				
	小計			
合計				

第13号様式（第11関係）

み・田世協 第 号
令和 年 月 号

殿

みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会
会長 小谷 芳正

令和 年度世界農業遺産住民提案型地域活動支援事業補助金確定通知書

令和 年 月 日付けみ・田世協第 号で交付決定をした補助金については、令和 年 月 日付けの実施報告に基づき、次のとおり補助金を確定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 交付決定額 金 円

3 確定額

第14号様式（第11関係）

令和 年 月 日

殿

みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会
会長 小谷 芳正

概算払承認申請書

令和 年 月 日付けみ・田世協第 号で交付決定を受けた補助金について、交付決定の内容及び付された条件に従い事業を完全に遂行しますので、概算払いを申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 交付決定額
- 3 既受領額 金 円
- 4 今回申請額
- 5 理由

第15号様式（第11関係）

み・田世協 第 号
令和 年 月 号

殿

みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会
会長 小谷 芳正

概算払承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった補助金の概算払いについて、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 交付決定額 金 円
- 3 既交付額
- 4 今回概算払承認額

第16号様式（第11関係）

世界農業遺産住民提案型地域活動支援事業補助金（概算払い）請求書				
事業名				
事業費				
交付決定年月日	令和 年 月 日	交付決定番号	み・田世協第 号	
既受領額	区分	金額	受領年月日	
	第 回			
今回請求額	円		残額	円
取引金融機関名	名称	口座番号	1 普通	2 当座
	支店名			
(フリガナ) 口座名義人				
<p>世界農業遺産住民提案型地域活動支援事業実施要領第11の規定により、上記のとおり請求 します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会 会長 小谷 芳正 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 団体名 代表者</p> <p style="text-align: right;">⑩</p>				

第17号様式（第11関係）

み・田世協 第 号
令和 年 月 号

殿

みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会
会長 小谷 芳正

補助金返還命令書

令和 年 月 日付けみ・田世協第 号で交付決定をした補助金について、
下記のとおり返還を命じます。

記

1 補助事業名

2 交付決定額 金 円

3 確定額

4 既交付額

5 精算額

6 返還命令の理由

7 返還命令額